



横浜市立上の宮中学校 いじめ防止基本方針

〒230-0075 横浜市鶴見区上の宮 1-26-33
TEL045-582-8801

平成26年2月策定
令和8年2月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

基本方針の項目

- 1 いじめ防止に向けた学校の考え方
- 2 「学校いじめ対策委員会」の設置
- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処(重大事態への対処を含む)
- 4 年間計画
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

・いじめ防止に向けての基本理念

上の宮中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめがどの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという強い意識のもと、学校、保護者、地域等が相互に協力し、活動しながら子供の健全育成を図り、「いじめのない温かい学校・自分のこともまわりのことも大切にできる学校」を目指すことを目的とする。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、指導部長、養護教諭、生活安全係長

※事案の状況に応じて、心理や福祉等の専門家(カウンセラー、ソーシャルワーカー等)や外部機関の参加を求める。

・運営

毎月1回以上、定期的に開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

・活動内容

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知。
- ・いじめの相談・通報窓口の設置。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有。

- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・対応方針の決定と保護者との連携など組織的に実施。
- ・学校いじめ防止対策基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校の取り組みについてのPDCAサイクルでの検証。

※1 Y-P アセスメント

子どもたちがいじめ問題や日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう年齢相応の社会的スキルを育成することを目的に開発した「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-P アセスメント」から構成されています。

横浜市教育委員会 HP より

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

・いじめの未然防止

<いじめが起きにくい風土をつくるための活動>

- ・生徒同士がよさを認め合い、人のために役立ったと実感できる活動の場を設けるなどし、生徒の自己有用感を高める。
- ・学校行事において体験活動を充実させ、互いに助け合えるなど良好な人間関係を築きながら活動することの喜びを体験させることにより、思いやりの心を育む。
- ・生徒会活動および学級活動を通して、望ましい人間関係について討論する機会を設け、生徒間でいじめに対する問題意識を高めるようにする。また「あいさつ運動」などを支援し、お互いを尊重し合う雰囲気づくりの支援を行う。
- ・生徒会を中心に作り上げた本校の校訓「敬愛・自律・努力」の精神に基づき、心の通い合う集団づくりを進める。
- ・いじめの未然防止等に向けて、教職員研修を計画的に行う。
- ・良風会(スクールサポートチーム)の活動の中心である、教職員、生徒会、保護者、地域、諸関係機関が連携し、あいさつ運動などを推進し見守り活動を充実させる。
- ・教職員同士が互いに授業研究をしあい、ユニバーサルデザインを重視したわかる授業づくり、生徒が主体的に参加する授業づくりを行う。

・いじめの早期発見

- ・教育相談、三者面談、家庭訪問、学校生活アンケートを定期的に行い、学年、学級、部活動、委員会活動、その他の集団の様子および個人の状態を把握する。必要に応じてY-Pアセスメント※1のシートを活用する。
- ・学年、学級、部活動、委員会活動、その他、集団の様子を職員が常に把握し、必要に応じて教育相談を行う。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとも連携して相談活動を行う。

・いじめの事案対処

- ・生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、速やかにいじめ対策委員、および担当学年職員と情報を共有した上、聞き取りを行う。必要に応じ、複数職員で関係生徒に聞き取りを行うなどし、いじめの事実の有無の確認を行う。

①いじめの事実が確認された場合

- ・横浜市教育委員会への報告。
- ・全職員で情報を共有し、いじめ対策委員会を中心に、その対処に当たる。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の意向を確認する。
- ・当該生徒に寄り添い、その意向を十分に聞き取り、対応する。
- ・関係生徒の指導を行い良好な人間関係を取り戻すよう、継続して支援を行う。
- ・いじめが犯罪行為であると認められた場合は、所轄警察署と連携してこれに対処する。

②いじめ重大事態への対処

- ・重大事態※2と思われる案件が発生した場合(疑いを含む)は、ただちに教育委員会に報告する。

【調査の進め方と結果の提供及び報告】

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会

※2 いじめにより生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条)

に報告する。

・いじめの解消

・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめを受けた行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること。
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 年間計画

月	活動内容
4	対策委員会 生徒指導職員研修会 教育相談アンケート(記名式) 教育相談 地域教育協議会(学校支援地域本部) サイバー教室
5	対策委員会 学校運営協議会
6	対策委員会 YP アセスメント YP 支援検討会
7	対策委員会 横浜子ども会議(上の宮中ブロック会) 学校・家庭・地域連携事業実行委員会 夏季学習会 地区懇談会 個人面談 地域パトロール
8	対策委員会 地域パトロール 横浜子ども会議(鶴見ブロック会) 中学校ブロック小中合同職員研修会
9	対策委員会 教育相談アンケート(記名式) 教育相談
10	対策委員会 全校道徳
11	対策委員会 学校運営協議会
12	対策委員会 地域教育協議会 個人面談 安心して生活するためのアンケート(無記名) 地域パトロール 進路指導支援(3年対象)
1	対策委員会 教育相談アンケート(記名式) 教育相談 進路指導支援(3年対象)
2	対策委員会 地域教育協議会 YP アセスメント 新入生保護者説明会にて情報発信・共有
3	対策委員会(次年度計画) 学校運営協議会
年間	定例外対策委員会 中学校ブロック情報交換会(月1度)

※ アンケート、教育相談については状況に応じ臨時に行います。

※年間予定はおよその目安であり、実施時期が前後する場合があります。

<教職員等への研修>

・生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を年間計画に沿って進めていく。

<学校運営協議会等の活用>

学校運営協議会や中学校区学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

・点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。